

韓国知的財産ニュース 2015 年 11 月後期

(No. 307)

発行年月日：2015 年 12 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

このニュースは、11 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 2016 年から特許権等の侵害訴訟の管轄集中を施行 (2015. 11. 18)
- 1-2 紛争調停委員会の調停対象に営業秘密を追加 (2015. 11. 18)
- 1-3 発明振興法施行令の一部改正令 (2015. 11. 19)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、WIPO アジア太平洋地域知財権セミナーを開催 (2015. 11. 18)
- 2-2 IP Hub Court 推進委員会、特許法院の発展に向けた青写真を完成 (2015. 11. 18)
- 2-3 WIPO、韓国商標の検索サービスを開始 (2015. 11. 23)
- 2-4 特許庁、全羅北道 IP 創造 Zone をオープン (2015. 11. 24)
- 2-5 特許庁、中国特許情報の韓国語翻訳サービスを開始 (2015. 11. 24)
- 2-6 特許庁-消費者院、知的財産保護に向け協力 (2015. 11. 24)
- 2-7 特許庁、知的財産取引カンファレンスを開催 (2015. 11. 26)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 英 特許法院「サムスン、Unwired Planet の特許を侵害」(2015. 11. 25)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標ブローカーによる商標出願が大幅減少 (2015. 11. 16)

その他一般

- 5-1 サムスン、特許 2 万 7 千件を無償提供 (2015. 11. 25)
- 5-2 ドライアイ関連特許の出願動向 (2015. 11. 30)

法律、制度関連

1-1 2016年から特許権等の侵害訴訟の管轄集中を施行

韓国大法院(2015. 11. 18.)

[概要]

- 国会は、2015年11月12日午後2時に開催された本会議にて、①民事訴訟法一部改正法律案、②法院組織法の一部改正法律案を可決
- 両法案により、2016年1月1日から特許権等の侵害訴訟の管轄が集中する予定

[改正案の概要]

- ①どのような種類の事件の管轄が集中するのか
 - 適用対象：特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権の侵害による民事事件(特許権等、侵害を原因とする損害賠償請求・侵害禁止請求等→以下「侵害訴訟」という)
 - 上記5種類の知的財産権は、専門性が求められる上、産業財産的性格を持つため相対的に保護の必要性が高い事件
 - 上記5種類の知的財産権に関する審決取消訴訟(※特許権等の有効・無効に関する特許審判員の決定に対する不服訴訟)は、すでに特許法院が担当
 - 期待効果：特許法院が審決取消訴訟に加え、侵害訴訟の控訴審まで担当することになると、審決取消訴訟と侵害訴訟の二元化による判決の矛盾や不合理性・非効率性・訴訟遅延等の副作用が解消できるようになる他、当事者は一層専門性の高まった判断を受けられるという肯定的な効果も期待できる
- ②どのような種類の事件の管轄が集中するのか
 - 1審専属管轄→全国高等法院所在地の地方法院5カ所(ソウル、大田、大邱、釜山、光州)
 - ▶ソウル中央地方法院に限っては「選択的重複管轄」を認める
∴当事者はだれでも「ソウル中央地方法院」に提訴可能
(例)釜山に住む原告の特許権を光州に住む被告が侵害した場合、原告は「釜山地方法院」や「光州地方法院」だけでなく、専門性の高い「ソウル地方法院」に侵害訴訟の提起可能
 - 控訴審の専属管轄→特許法院

- ▶ 1 審が和解事件であるか、単独事件であるかは関係ない
- ▶ 1998 年 3 月 1 日、アジア初で知財権に関する審決取消訴訟を専属的に担当する専門法院として設立された特許法院は、これまで蓄積してきた技術専門性を最大限活用し、侵害訴訟の控訴審まで一括して担当することで専門性や迅速性を高めるとともに、国際社会で一層成長する重要なきっかけとなる

○ 変更前後の比較

	変更前	変更後
侵害訴訟 1 審	全国 58 地方法院・支院	全国 5 地方法院
侵害訴訟控訴審	23 高等法院・地方法院	特許法院
審決取消訴訟	特許法院	

③ 地域住民にとってアクセスが低下する恐れはないか

- 1 審は高等法院範囲内で専属管轄を規定し、「移送制度」により専属管轄による短所や副作用を防止する仕組みを整備
 - ▶ 土地管轄法院への移送制度
 - (例) 専属管轄法院へのアクセスが低く、損害額が非常に小さい事件又は専門性があり要求されない事件→零細業者・小規模自営業者等を保護するとの趣旨
 - 目的：顕著な損害又は遅延を避けるため
 - 方式：法院の直権又は申請により、訴訟の全部又は一部を移送可能
- 特許権等、知的財産関連訴訟の場合、電子訴訟の割合が非常に高いという特徴があるため、アクセスに関する懸念は大きくないと予想される。
 - ▶ 特許法院の電子訴訟の割合は約 97%に達する(2015 年 2 月 28 日時点)
- 特許権等、侵害訴訟を提起する場合、現在特許法院が担当している審決取消訴訟も並行して提起することが一般的であるため、特許法院による紛争解決は事実上、必需的な手続きとして予定されている
 - ▶ 従って、特許法院が特許権等の侵害訴訟の控訴審を担当しても、他地域の住民にアクセスの面で追加の負担をかけることになるとは言えない

④ 施行時期

- 1 審管轄集中
 - 2016 年 1 月 1 日以降、訴状が受付られる事件から適用
- 控訴審管轄集中
 - 特許権・実用新案権・商標権・デザイン権・品種保護権の侵害に関する民事事件の

うち、2016年1月1日以降、1審判決が言い渡された事件から適用

[改正案の施行による司法部の対応]

- 大法院は2016年1月1日から特許権等の侵害訴訟の管轄集中の施行に備え、専門性のある補助人材を確保する一方で、対象事件の規模・範囲等を綿密に分析し、適正な裁判部数や裁判官の配置等を検討した後、2016年1月に予定されている法院公務員人事及び2016年2月に予定されている裁判官定期人事により、適正な人材配置を完了する予定

1-2 紛争調停委員会の調停対象に営業秘密を追加

韓国特許庁(2015.11.18.)

特許庁は、改正発明振興法の施行(2015.5.18改正、2015.11.19施行)により、11月19日付けで産業財産権紛争調停委員会が営業秘密に関する紛争を解決できるようになったと発表した。

特許庁は、特許・実用新案・商標・デザイン等の産業財産権を巡る紛争を迅速に解決できるよう、1995年から産業財産権紛争調停委員会を運営してきた。

ところが、技術の複雑化により産業財産権の形態だけでは保護を受けにくい知的財産¹が登場するとともに、これを侵害する営業秘密紛争が増加し続け、紛争調停委員会の調停対象に営業秘密が追加されることになった。

特許庁は、同改正法の施行を円滑に進めるために、調停委員を新たに委嘱して産業財産権紛争調停委員会の専門性を一層強化した。調停対象に新たに追加された営業秘密の調停のために、豊富な実務経験を持つ検事・裁判官出身の弁護士を調停委員として委嘱した他最近申込件数が急増している産業財産権紛争の調停の質向上に向け、特許審判院長を務めた弁理士を調停委員として新たに委嘱した。

特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「押収捜索で侵害証拠を確保することが重要な営業秘密紛争の特性を考えると、調停が全面的に活用されることは難しいと思われるが、民事上の損害賠償請求や競業禁止約定に関する紛争においては、調停制度を活

¹ 例えば、半導体を製作する技術自体は特許として保護を受けられるが、半導体工程において歩留まり率を高めるための環境は営業秘密として保護されなければならない。

用して両当事者が迅速且つ円満に紛争を解決することができる」と述べた。

1-3 発明振興法施行令の一部改正令

韓国特許庁(2015. 11. 19.)

発明振興法施行令(大統領令第26647号)の一部改正令が2015年11月19日付で公布されましたので、お知らせします。

1. 改正理由

特許技術情報センター及び産業財産権情報提供専門機関を廃止し、産業財産権情報化専門機関を指定できるようにする一方で、産業財産権活動等に対する実態調査の根拠を整備する等の内容に「発明振興法」が改正(法律第13309号、2015. 5. 18 公布、11. 19 施行)されたことを受け、産業財産権情報化専門機関の指定基準と実態調査の内容及び方法を定める等、法律で委任された事項を定める一方、社会的弱者に対する弁理サービスを拡大することで脆弱階層の知的財産権保護を強化するため、公益弁理士特許相談センターの支援対象及び支援業務の範囲を拡大し、産業財産権紛争調停委員会の調停当事者の予測可能性を高めるため調停拒否理由及び中止事由を明確に定める等、現行制度の運営上の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 産業財産権情報化専門機関の指定基準(第8条の3第1項)

- 産業財産権の情報化に関する業務を代行する産業財産権情報化専門機関は、産業財産権に係わる業務を遂行する非営利法人として専担組織と人員を確保しており、産業財産権情報化の業務を行った実績のある専門機関又は団体の中から指定するようにする。

ロ. 産業財産権活動等に対する実態調査の内容及び方法(第8条の5第1項及び第2項)

- 産業財産権及び営業秘密に関連する知的財産活動全般に関する実態を把握するための実態調査の内容を、大学・研究機関及び企業等の知的財産活動インフラに関する事項、知的財産創出及び活用に関する事項等と定め、実態調査を行う場合は、調査の趣旨及び内容等を含む調査計画を調査対象者に予め知らせるようにする。

ハ. 公益弁理士特許相談センターの支援対象及び業務範囲の拡大(第9条の4第2項第1号、第9条の4第3項第3号、第9条の5第7号及び第8号新設)

- 公益弁理士特許相談センターの業務に商報登録の取消審判に関する事項の代理と特許権者等の権利範囲審判、無効審判、訂正審判及び商標権者の商標登録取消審判に対

する費用支援を追加し、支援対象者に独立有巧者とその遺族又は家族及び参戦有巧者を含める。

二. 産業財産権紛争調停委員会の調停拒否及び中止事由の明確化(第 23 条の 2)

-産業財産権紛争調停の申請書の補完要求を受け、正当な理由なしに期限まで補完をしなかった場合及び紛争相手方である被申請人が提出期日まで答弁書を提出しなかった場合等に該当すると、産業財産権紛争調停委員会が調停を拒否又は中止できるようにする。

詳細の内容については、韓国特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)をご参照ください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、WIPO アジア太平洋地域知財権セミナーを開催

韓国特許庁(2015. 11. 18.)

特許庁の国際知識財産研修院は、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で 11 月 23 日～26 日まで、ASEAN 諸国の知的財産開発計画の効果的な実行をテーマに「2015WIPO アジア太平洋地域知財権セミナー」を開催する。

* 参加国(12 カ国 22 人) : ブルナイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、OHIM(欧州商標庁)、ASEAN(東南アジア諸国連合)

ASEAN は最近、知財権分野の協力及び政策推進の強化に向け、10 カ年 Action Plan(2016～2025 年)を策定し、ASEAN 諸国の知的財産インフラ強化及び生態系拡大、知的財産活用促進を目指すメカニズムの整備等、知的財産戦略の実行に努めている。

このような努力の一環として、今回インドネシア、マレーシア、ミャンマー等、ASEAN の 12 カ国の知財権担当公務員 22 人と専門家 3 人は、韓国を訪問した。

同セミナーでは、韓国を始めとする知的財産先進国の細部戦略や政策についての説明を直接受けられるため、参加者にとっては国レベルでの知財戦略や経済発展戦略を学べる有益な機会となるとみられる。

また、タイやベトナム等の ASEAN 諸国における韓国企業の知財権侵害問題が深刻化している中、同セミナーは韓国企業に有利に働く知財権保護環境を整備する良いチャンスになると考えられる。

ビョン・フンソク国際知識財産研修院長は「同セミナーで韓国の知財権政策ノウハウを途上国に伝授することは、韓国の知財政策を発信することだけでなく、海外における韓国企業のビジネス環境を改善することにもつながる」と述べた。

2-2 IP Hub Court 推進委員会、特許法院の発展に向けた青写真を完成

韓国大法院(2015. 11. 18.)

IP 専門裁判官の導入、特許法院 IP 紛争解決センターの設立等、 特許法院の発展に向けた写真を完成

-IP Hub Court 推進委員会の活動終了

最後の会議で IP Court の専門性強化及び未来発展戦略を議決-

- 特許法院の裁判官勤務期間を現行の 2~4 年から 4~6 年に延長する等、専門性強化策について議論及び議決
- 特許法院に知的財産紛争解決センターを設立し、調停・仲裁等、代替的紛争解決制度 (Alternative Dispute Resolution, ADR) を利用して国際 IP 紛争の一次的解決を目指す One-Stop センターの機能を果たす方法について議論及び議決
- 長期的に国際 IP 紛争でテストベッドの役割を担い、国際紛争解決の基準点となり、アジア IP 紛争解決機構の設立に韓国が主導的役割をするための未来発展戦略を議論
- 大法院は、国際裁判部、電子訴訟の国際的活用、予測可能な訴訟手続きの実現、証拠調査の実効性強化、進歩性審理の強化、損害賠償の適正化等を含むこれまでの議決事項を積極施行する予定
- 技術大国の基盤及び未来司法のモデルとなる IP Hub Court の実現に向けた努力に関心や支援が必要

□ IP Hub Court 推進委員会最終会議の議題→IP Court の専門性強化及び IP Hub Court の実現に向けた未来戦略

- [案件 1] 裁判官の専門性強化
- [案件 2] IP 紛争における効率的な代替的紛争解決制度 (ADR) の拡大
- [案件 3] IP Hub Court の実現に向けた未来発展戦略

□ 裁判官の専門性強化

- IP 事件担当裁判官の補任段階から裁判官の専門性、理工学的素養、国際的感覚等、専門性強化のための最適の裁判官を補任
- 長期勤務による専門性強化にむけ、裁判官の一般的な循環補職原則を超え、IP 専門裁判官モデル、高等法院裁判官モデル等を結合した人事基準を策定
- 特許法院裁判官の勤務期間が現行の 2~4 年から 4~6 に延長され、長期勤務により経験及び専門性増大
 - 特に、[特許訴訟管轄集中法案](#)が 2016 年 1 月 1 日から施行されることにより、特許法院は現在の審決取消訴訟だけでなく、損害賠償、販売差止等、特許侵害事件に対しても控訴審を専属担当→[IP 事件を集中的に担当することで高度な専門性を蓄積可能](#)
- 大法院は、裁判部の技術的判断を補助できるよう、2015 年 10 月、[博士級以上の優秀技術人材 7 人](#)を採用する広告を掲載(現在、面接段階)→書記官 2 人、事務官 5 人と、[書記官級人材を直接選抜するのは始めてで、IP 裁判の専門性強化に向けた破格的な支援](#)となる
- 2016 年にも博士級以上の優れた技術人材 10 人余りを事務官級以上待遇で追加選抜する予定
- 国際機構等に IP 専門裁判官を派遣する等、IP 担当裁判官の専門性及び国際性強化に向けた努力を支援

□ IP 紛争における効率的な ADR の拡大策

- IP 紛争は高度な専門性、紛争の国際性、営業秘密保護の必要性等の特性から判決以外に調停、和解、仲裁等、代替的な紛争解決策により紛争を迅速且つ効率的に解決する必要性がある
- IP 訴訟手続きで、ADR 活用を拡大するために、予測可能な争点別審理 (IP Hub Court 推進委員会第 3 回会議の議決事項)、特許法に ADR 根拠規定の新設等、立法的且つ事務的改善策を推進
- 特許法院に知的財産紛争解決センターを設立し、調停や仲裁等、様々な紛争解決方法を活用し、ADR 関連研究及び PR を継続する→[韓国型 ADR 制度を整備するとともに国際 IP 紛争の一回的解決を目指す](#)

- 日本、シンガポール等、アジア各国は、アジア紛争解決機構の派遣を巡り、懸命の努力を注いでいる→これへの備えとして、アジア紛争解決機構の母体になれる知的財産紛争解決センターを活性化する必要性がある

□参考事例：各国の法院付設紛争解決センター

- ◆EU 統合特許法院 (Unified Patent Court, UPC) →UPC 付設特許仲裁調停センターが設置・運営される予定(リスボンとリュブリャナの2カ所予定)
- ◆米ニューヨーク州→州法院付設の地域紛争解決センターが順調に運営されている
- ◆米アラバマ州→州大法院付設の紛争解決委員会と紛争解決センターが順調に運

□ IP Hub Court 実現に向けた推進委員会の活動

- 2015年6月4日発足及び第1回会議→立法部、行政部、司法部、産業界、科学技術界、法学界、弁護士及び弁理士団体等が参加
 - 裁判所が主導するのではなく、各界のIP関係機関から知恵を集める開放型議論機構
- 2015年6月29日第2回会議→IP Courtの国際化 - 国際的アクセス向上
 - ①英語弁論及び英語証拠提出等の許容や判決文が英語で提供される国際裁判部の設置を議決
 - ②外国在住の証人等に対する遠隔映像尋問及び外国人当事者のための英文記録閲覧ホームページ等、電子訴訟の国際的活用策を議決
 - ③IP Courtの国際的交流の拡大等によるステータスの強化策を議決
- 2015年8月17日第3回会議→IP訴訟の強化1ーグローバル基準を先導するIP訴訟手続き
 - ①特許訴訟手続きの内規制定及び公開、特許訴訟の事件管理マニュアルの公開及び争点別審理手続き等、予測可能で迅速且つ公正なIP訴訟手続きの実現対策を議決
 - ②主張証明責任の厳格な適用、専門家証人及び専門審理委員の拡大、事後考察の防止等、進歩性審理の充実化対策を議決
 - ③特許明細書段階から訴訟用語純化及び改善、教育プログラム整備、特許用語ポータル解説等、特許訴訟用語の改善策を議決
- 2015年9月25日第4回会議→IP訴訟の強化2ーIP権利者に対する適正な保護
 - ①書類提出命令対象及び範囲の拡大、提訴前証拠調査手続きの導入等、証拠調査手続きの実効性強化策を議決
 - ②特許鑑定人制度の整備、計算勘定人等、専門家の参加拡大、訴訟費用の現実化、悪意のある技術奪取を防止できる水準の賠償等、損害賠償適正化方法を議決

2-3 WIPO、韓国商標の検索サービスを開始

韓国特許庁(2015. 11. 23.)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)が運営する商標検索サービス「グローバル・ブランド・データベース」において韓国商標の検索サービスを11月末から開始することを明らかにした。

*グローバル・ブランド・データベースのインターネット住所：www.wipo.int/branddb

特許庁は、世界知的所有権機関との情報化協力に向け、昨年11月に知的財産情報交換のためのMOUを締結し、グローバル・ブランド・データベースに韓国商標情報300万件を追加した。

これにより、グローバル・ブランド・データベースは、韓国を含め米国、ドイツ、日本等、世界26か国・機関の商標約2,449万件を無料で提供することになる。

今回のグローバル・ブランド・データベースにおける韓国商標データベースサービスを通じて、全世界でだれでも韓国商標を容易に検索できるようになり、海外企業の韓国国内での商標権利獲得及び市場参入にも大きく寄与するものと見込まれる。

また、海外商標検索の際にも各国のウェブサイトを訪問し、不慣れな検索機能を覚えなければならぬ不便さが解消されるものと予想される他、海外進出を希望する韓国企業にとっては現地の事情に適する商標管理の戦略策定に役立つものと期待される。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は、「世界4位の出願国である韓国が世界的な商標ネットワークに仲間入りしたことは、韓国企業の海外進出の支援や権利保護だけではなく、海外企業における韓国情報活用の側面から見ても非常に望ましいことである」とし、「今後韓国特許庁は、全世界において韓国の商標を始め特許、デザイン等の知的財産情報を容易に使用できる環境を整えるために、国際的な協力体制をさらに強化していきたい」と述べた。

2-4 特許庁、全羅北道 IP 創造 Zone をオープン

韓国特許庁(2015. 11. 24.)

韓国特許庁は11月25日(水)午後2時に全羅北道の知的財産センターにて、全国で6番

目の「全羅北道 IP 創造 Zone」をオープンすることを明らかにした。

「IP 創造 Zone」は、個人のアイデアを具体化させ創業まで繋げることができるよう、自治体と協力して構築した空間であり、発明技法・創業手続き・試作品の製作などを教育する創作教室や、専門化相談を通じてアイデアを高度化する特許研究室等の教育プログラムを運営する他、創業保育室を通じた関連機関との連携等、事業化を集中的に支援する。

2015 年 11 月時点で、全国 5 ヶ所(江原、釜山、大邱、光州、仁川)において創作教室 303 名、特許研究室 238 名が教育課程を修了しており、教育期間中のアイデア創出件数は計 428 件、アイデア権利化件数は計 11 件となる。

創業支援の成果としては、創造経済革新センターを含め信用保証基金、創業振興院、小商工人市場振興公団等の関連機関との間で計 47 件の業務協約書を締結(江原 19、光州 13、大邱 3、釜山 12)したことや、計 62 件の創業事業連携(6 カ月チャレンジプラットフォーム運営事業選定*、マーケティング支援事業**等)、計 62 名の創業保育室入居(IP 創造 Zone17 名、他機関保育室 45 名)等がある。

* 創造経済革新センター及び創造経済タウンにおいて優秀アイデア提案者と初期創業企業に対し 6 ヶ月間メンタリングの提供や技術開発資金の連携等により創業を支援するプログラム

**中小企業庁において施行する事業であり、優秀中小企業製品の認知度向上のために TV 放送、新聞等のマスコミへの広報支援プログラム

今回オープンする全羅北道 IP 創造 Zone は、全羅北道創造経済革新センター、全羅北道テクノパーク、全羅北道知的財産センターの 3 機関が協力して空間を構築・運営する計画であるという点において他の IP 創造 Zone と違うところがある。

創造経済革新センターの創業保育室と全羅北道テクノパークの 3D TechPlaza、全羅北道知的財産センター IP 創造 Zone の連携により、10 ヶ所の創業保育室が設けられ、全てのコンピュータに普及型 3D プリンターが備えられた。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「創業支援、3D プリンター駆動及び知財権教育に集中する 3 機関が空間を共有して業務を遂行するだけに、今後創業の連携等、機関間の協力もさらに深まり業務処理も効率的に行われるシナジー効果が期待される」とし、「今後 IP 創造 Zone の一層充実した運営のために、地域別特性や需要者のニーズを踏まえた多様な教育プログラムを運営するとともに創造経済革新センター等の関連機関との業務協力・連携を強化することで、IP 創造 Zone が地域のアイデア創出、創業化の支援機関として生まれ変わる努

力を行っていく計画である」と述べた。

一方、特許庁は現在「IP 創造 Zone」ポータルサイト (<http://ipczone.ripc.org>) を構築している最中であり、来年からはこのサイトを通じて全国の IP 創造 Zone の開所現況、教育内容・課程、事業連携、優秀アイデアの発掘事例等、必要な情報を容易に得られるようになるとしている。

2-5 特許庁、中国特許情報の韓国語翻訳サービスを開始

韓国特許庁(2015. 11. 24.)

韓国特許庁は、中国に進出する韓国国民や企業等が中国特許情報を容易に把握し、競争力を高められるよう、特許情報ネット、KIPRIS(www.kipris.or.kr)を通じて、中国特許情報に対する韓国語機械翻訳サービスを12月1日から開始すると発表した。

同サービスが開始される背景には、韓国中小企業だけでなく、特許情報ネット(KIPRIS)の利用者等からも韓国の最大貿易相手国である中国の特許情報活用を助ける韓国語機械翻訳サービスを提供してほしいとの要望が相次いだことがある。

特許庁の関係者は、「今回提供される中韓機械翻訳サービスは、中国特許情報へのアクセスの妨げとなっていた言葉の障壁を解消することで、韓国企業が中国市場に進出する際に優れた特許を創出できるよう後押しすることが期待される」と述べた。

<中韓機械翻訳サービスの利用方法>

- 一般ポータルにて特許検索、商標検索等で検索
- KIPRIS ホームページ(www.kipris.or.kr)からアクセス



海外特許項目：中国特許を選択・検索



検索結果から中国特許の全文を確認



中韓機械翻訳を実施

2-6 特許庁-消費者院、知的財産保護に向け協力

韓国特許庁(2015. 11. 24.)

韓国特許庁と韓国消費者院は、11月24日(火)11時30分に韓国特許庁にて知的財産保護と消費者権益の増進のための業務協約を締結した。

今回の業務協約締結は、経済活用において知財権の価値と役割がますます重要となる中、関連機関の間で緊密な協力を通じて消費者の健全な知的財産保護文化を造成するために行われた。

同業務協約の締結により、韓国特許庁と韓国消費者院は▲知的財産保護と消費者保護教育プログラムの相互連携、▲「消費者教育モデル学校運営」時に知的財産保護に係る内容を含める、▲知的財産保護及び消費者認識向上に向けた共同キャンペーン等において相互協力を行っていく計画である。

さらに、特許庁の産業財産紛争調停業務と消費者院の消費者被害救済及び紛争調停業務においても、相互制度の案内及び専門家の活動を通じ、関連紛争解決においても積極的に協力することにした。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「知的財産が尊重される文化を整えるためには、消費者の役割が大変重要となる。消費者の健全な消費生活を通じて知的財産が尊重される文化が定着されることを期待している」と述べた。

2-7 特許庁、知的財産取引カンファレンスを開催

韓国特許庁(2015. 11. 26.)

特許庁と韓国発明振興会は11月27日(金)、中小企業、大学・出捐研、知的財産取引会社の関係者等、120人の参加を得て「2015 知的財産取引カンファレンス」を開催すると発表した。

同カンファレンスは、知的財産の取引・事業化による起業が活発なイスラエルのノウハウを共有し、中小企業の知財活用に関する認識を向上させる他、両国の知財取引会社間の交流及び協力の場を提供するために開かれる。

同カンファレンスでは、在韓イスラエル大使館のダビッド・レビ次席が「韓国-イスラエル間の知的財産取引活性化及び協力策」をテーマに基調演説を行う予定だ。

基調演説に続き、細部テーマ発表としては▲世界中で親しまれるミニトマトの IP 保有及び取引戦略、パーキンソン病治療剤、▲ラサギリンの発明と技術移転、▲イスラエル最大病院技術移転戦略、ハイテク技術と限りのない IP 市場の機会、▲特殊な状況に置かれている企業の IP 取引戦略、▲起業に向けた知的財産取引戦略等に関する発表が行われ、知的財産の取引・事業化による起業の成功ノウハウについて討論・質疑応答がある予定だ。

また、近年知的財産取引戦略の一つとして注目を集めている知的財産高度化 (IP-Value up) の実際方法論についても詳しく紹介される予定だ。

この日カンファレンスに出席した特許庁のクァン・ヒョクジュン産業財産政策局長は「知的財産取引は一つの総合芸術作品のようなもので、付加価値の高いアイデア・知的財産の発掘・創出から権利化、取引による事業化に至るまで全てが重要だ」と強調し「今後、知財取引による起業活動が活発に行われるよう、取引市場の主体である需要者と供給者、仲裁者、投資家間の交流を積極的に支援し、取引環境の整備に向けて関係機関との協力にも一層取り組む方針だ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 英 特許法院「サムスン、Unwired Planet の特許を侵害」

電子新聞 (2015. 11. 25.)

韓国のサムスン電子と中国の華為技術 (ファーウェイ) が Unwired Planet が仕掛けた特許攻撃に巻き込まれている。

今月 23 日海外メディアによると、英国特許法院はサムスン電子と華為技術が Unwired Planet の保有する無線通信関連特許を侵害したとの判決を下した。サムスンは、これまで蓄積してきた特許関連能力を尽くして対応するとの立場を示した。

Unwired Planet は、サムスン電子と華為技術がスマートフォン製造過程で LTE48 標準必需特許 (SEP) を無断使用したとして去年 9 月英国の特許法院に提訴した。

ジャスティス・ブリス判事は、「当該技術は、無線通信ネットワークのための通信回線接続制御方式であるポーリングシステムと関連があり、4G 通信に必需的」として Unwired Planet の主張を認めた。両社とともに提訴されたグーグルは判決前に和解した。判決の内容は文書で発行された後、ウェブサイトに公開される。

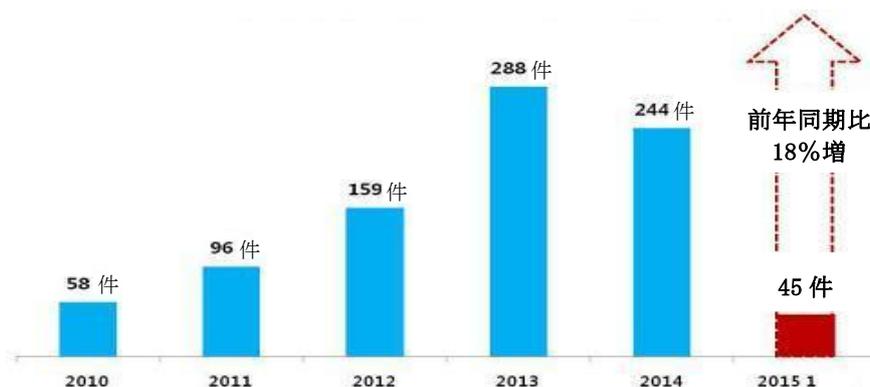
今回の判決により、サムスン電子と華為技術は Unwired Planet に賠償金を払う可能性が高まった。賠償額は今後の裁判で決まる。次の裁判は 11 月末又は 12 月初めに開かれる予定だ。

この日、Unwired Planet のナスダック株価は 18.44% も上昇し 2014 年 3 月以降最高値を記録した。サムスン側は Unwired Planet との侵害訴訟に自信を示していたとブルームバーグは報じた。サムスン関係者は「サムスンは数十年にわたる研究開発で作られたものを証明するため、最善の方法を尽くす方針」と述べた。

一部では、今回の訴訟の裏側にスウェーデンの通信機器メーカー、エリクソン (Ericsson) があるとの声も出ている。世界通信装備市場で 1 位となる華為技術と、英国を皮切りに欧州市場進出を本格化したサムスン電子をけん制するためだという。

エリクソンは今回の特許訴訟に直接係わらず、Unwired Planet を前面に立たせた。同訴訟に先立ち、エリクソンは 2013 年と特許管理専門会社 (NPE) である Unwired Planet に無線関連特許 2,185 件を渡した。エリクソンが 2014~2018 年に獲得する 100 余りの特許まで含めた。エリクソンは、2012 年にも米国でサムスン電子を相手取って特許訴訟を起こしたが、2014 年 1 月サムスン電子がエリクソンに技術使用料の支払いに合意することで終結した。

[韓国企業がパテント・トロールから提訴された件数]



ユ・チャンソン yuda@etnews.com

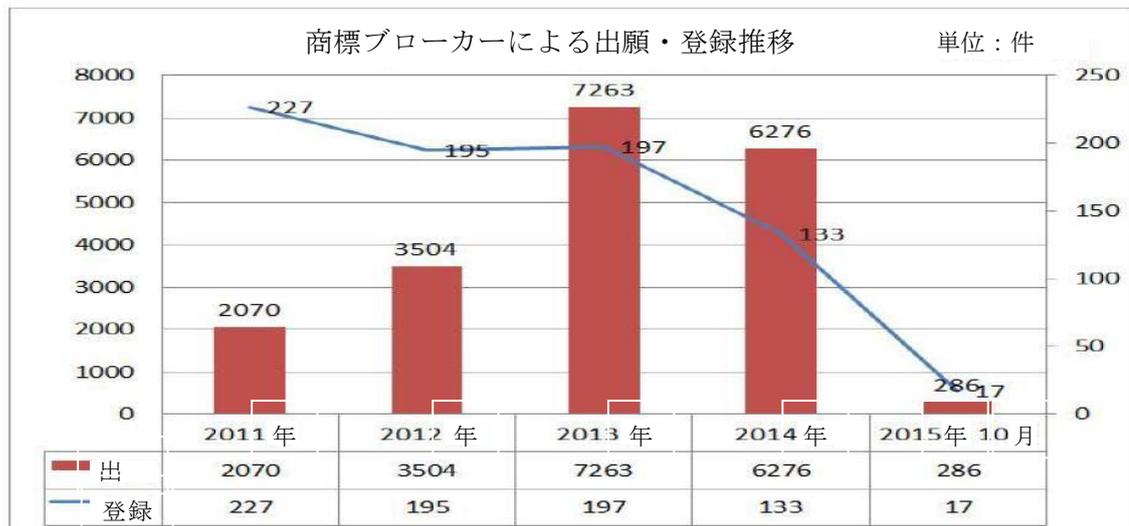
デザイン (意匠)、商標動向

4-1 商標ブローカーによる商標出願が大幅減少

韓国特許庁(2015. 11. 16)

特許庁によると、2015年10月時点の商標ブローカーによる新規出願は月平均29件(合計286件)と、2014年月平均523件(合計6,276件)の18分の1に急減した。登録件数も2014年の計133件から2015年計17件へと、大幅に減少した。

- * 商標ブローカーとは、自社商品の出処表示として商標を出願するのではなく、他人への譲渡や使用料要求を狙って商標の抜け駆け出願・登録を業にする者を指す。



商標ブローカーが先に商標登録をした後、相手に商標権を侵害されたとして警告状を送って和解金又は使用料を要求してくるため、理不尽な被害に遭う零細業者や新規創業者が多かった。

こうしたことから特許庁は、商標ブローカーの根絶を政府100大非正常の正常化中核課題として指定し、あらゆる対策を進めてきた。

まず、抜け駆け出願・登録が疑われる出願人を選び出した後、審査システムにリストを掲載してこれらの人による出願については厳格な審査を行う他、不正な目的が疑われる出願商標については、審査官職権調査及び登録拒絶を強化する等の方法で商標ブローカーを管理している。

また、2013年10月、商標ブローカーが未登録商号を先に商標登録し、零細業者に和解金を要求する行為を防止するため、当該商標が出願される前から使用されていた企業の名称や商号に対しては、商標権の効力が及ばないことにする商標法を改正した。

将来的には、特許庁の持つビックデータの分析により商標ブローカーの出願・登録における行動パターンを類型化し、商標ブローカーのリストが自動的に搭載される仕組みを開発する等、効率的にブローカーを管理する予定だ。

具体的には、関係のない複数の業種への出願、出願後の取下げ、登録後の商標権移転又は使用権契約等が繰り返し行われる場合や、他人商標模倣の理由から拒絶された回数が一定以上である場合には、自動的にブローカー疑い警報が出されるようにし、その場合はさらに綿密な審査を行うことでブローカーを最初から遮断するシステムを構築する計画だ。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「商標ブローカーによる抜け駆け出願・登録が増えると、零細業者だけでなく普通の商標権者も誤解される等、商標秩序が乱れかねない。今後も商標ブローカーの商標権濫用行為を根絶するために努力していく方針だ」と述べた。

その他一般

5-1 サムスン、特許2万7千件を無償提供

デジタルタイムズ(2015.11.25.)

サムスン電子は、今年6月に大邱・慶北創造経済革新センターを通じて公開した約2万7千件の登録特許全てを無償で提供すると24日に発表した。

サムスン電子は、これまでは公開した特許全体のうち3千件のみ無償提供していたが、物的・人的状況が良くないため特許の開発や活用が困難な中小企業の状況を考慮し、無償提供範囲を拡大したと説明した。範囲は、モバイル機器とAV機器、通信・ネットワーク、家電、半導体分野等、多岐にわたる。

サムスン電子が無償で開放した登録特許は、大邱創造経済革新と慶北創造経済革新のホームページにて26日から公開される予定だ。サムスン電子は、国内中小企業が良質の登録特許を利用することで企業競争力を一層高められるとの期待を示した。

特許庁の関係者は、「サムスン電子の果敢な特許無償開放は、国内中小企業の競争力向上に貢献できると思う」とし「政府としても特許開放の拡大や効果的な活用を積極的に支援していく方針だ」と述べた。

さらに、サムスンは開放した特許が中小企業に実質的に役立つよう、特許関連経験の豊富な社員を大邱・慶北創造経済革新センターに派遣し、中小企業が必要とする特許を選び出し提供する「マッチングサービス」を実施している。特に、新事業に必要な技術や製品を開発する上で問題となる技術について相談に乗り、最も適した特許を提案する。

サムスン電子・サムスンディスプレイ・サムスンSDI・サムスン電機は、未来創造科学部・特許庁と協力し、今年6月から大邱・慶北創造経済革新センターを通じて国内中小企業に3万6千件あまりの登録特許を有・無償で開放してきた。

パク・ジョンイル記者 comja77@dt.co.kr

5-2 ドライアイ関連特許の出願動向

韓国特許庁(2015. 11. 30.)

最近、スマートフォンやパソコンを使う人の増加に伴い、ドライアイに苦しむ人も増加し続けている。国内ドライアイ患者は2004年の97万人から2014年には214万人へと、10年で2倍以上増加した。²

ドライアイは、涙の不足や涙の構成成分のバランスが取れていないことが原因となる。ドライアイが発症すると、目の痛みや砂が入ったかのような異物感が生じ、疲れやすくなり、よく充血するという症状が出る。

ドライアイは完治が難しいとされる難病だが、治療技術の開発や関連特許の出願は着実に進められてきた。

² 大韓眼科学会資料

特許庁によると、ドライアイ関連国内特許出願は 2004 年の 9 件から 2014 年 2 倍以上増加した。同期間 PCT 出願³は、2004 年 24 件だったが 2014 年には 30 件に増加した。

ドライアイの症状が激しいときに使用される人工涙液や抗炎症剤の以外に、涙分泌を促進する薬物の開発も徐々に進んでいる。

代表的なものとして世界初のドライアイ治療剤である「レスタシス」があるが、その特許が今年 5 月満了されることを受け、国内の複数の製薬会社は同じような効果を持つ改良新薬をすでに発売している。また、米インスパイア社が開発した「ジクアス」点眼液も韓国では 2 番目のドライアイ治療剤として認められ、市販されている。

ドライアイの治療に向けた努力は、治療医薬品の開発だけでなく、治療機器や診断技術、コンタクトレンズ関連技術の開発や特許出願にもつながっている。

国内出願動向を見ると、韓国の中小企業は主にコストの低いドライアイ治療機器の開発に重点を置いていることがうかがえる。しかし、技術開発の国際的動きを示す PCT 出願動向を踏まえると、ドライアイ診断技術やコンタクトレンズ関連技術の開発にもっと積極的に取り組む必要があると思われる。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム

³ 特許協力条約(PCT)による出願で、一つの出願書の提出により、全世界加盟国(現在 148 カ国)に同時に出願した効力を持つ